

(令和8年第1回定例会1月会議)

## 参考資料（議案関係）



# 議案参考資料

(令和8年第1回定例会1月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係

## 1. 議案名

議案第1号 職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、人事院勧告が行われました。

## 3. 趣旨・目的

人事院勧告に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

### 【第1条関係】

- ①国家公務員の行政職給料表(一)に準じ、給料表の改定(平均3.28%引上げ)
- ②期末勤勉手当を0.05月分引上げ、令和7年度12月の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分配分
- ③通勤手当の引き上げ(上限+7,100円)、宿日直手当の引上げ(+300円)

### 【第2条関係】

- ④令和8年度以降については、6月及び12月の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分

		常勤職員・会計年度任用職員		定年前再任用短時間勤務職員 (暫定再任用職員)	
		6月期	12月期	6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月 (支給済)	1.275月 (現行1.25月)	0.7月	0.725月 (現行0.7月)
	勤勉手当	1.05月 (支給済)	1.075月 (現行1.05月)	0.5月	0.525月 (現行0.5月)
	計	2.3月	2.35月 (現行2.3月)	1.2月	1.25月 (現行1.2月)
令和8年度	期末手当	1.2625月	1.2625月	0.7125月	0.7125月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月	0.5125月	0.5125月
	計	2.325月	2.325月	1.225月	1.225月

- ⑤通勤手当の「100km」以上を上限とする新たな距離区分を新設(上限66,400円)

駐車場等の利用に対する通勤手当を新設(上限5,000円)

### 【第3条関係】

- ⑥常勤職員に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定

### 【第4条関係】

- ⑦常勤職員に準じ、会計年度任用職員の通勤手当の改定

(施行期日:公布の日。ただし、④⑤⑦については、令和8年4月1日)

(適用期日:①③⑥については、令和7年4月1日、②については、令和7年12月1日)

職員の給与等に関する条例 新旧対照表

【第1条関係】	改 正 後	改 正 前
○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）	<p>【第1条関係】</p> <p>(省) 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 宿直及び日直の手当の額は、勤務1回について4,700円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>3~4 (略)</p> <p>5 常直的な宿日直勤務にあっては、前3項の規定にかかわらず、その額は、月額23,500円の範囲内において規則で定める。</p> <p>6 (略)</p> <p>(省) 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）</p> <p>(省) 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 宿直及び日直の手当の額は、勤務1回について4,400円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>3~4 (略)</p> <p>5 常直的な宿日直勤務にあっては、前3項の規定にかかわらず、その額は、月額22,000円の範囲内において規則で定める。</p> <p>6 (略)</p> <p>(省) 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、 に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30	(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。
4~6 (略)	4~6 (略)
	(省 略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第19条 (略)	第19条 (略)
2 (略)	2 (略)
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職 し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれ に対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を 乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職 し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれ に対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗 じて得た額の総額

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3~5 (略)</p> <p>(省)</p> <p>(通勤手当) 第20条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、3,400円から38,700円までの間ににおいて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からそとの額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) 3~7 (略)</p> <p>(省)</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3~5 (略)</p> <p>(省)</p> <p>(略)</p> <p>(通勤手当) 第20条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、3,400円から31,600円までの間ににおいて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からそとの額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) 3~7 (略)</p> <p>(省)</p> <p>(省)</p> <p>(附 則 省 略)</p>

改 正 後		改 正 前		別表第1(第8条關係)									
職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年	号級	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
前再1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	396,800	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	381,700
任用2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	396,800	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	382,500
短時3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	395,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	384,200
間勤4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	396,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	385,700
務職5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	398,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	387,500
員以6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	399,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	389,200
外の7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	401,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	390,700
職員8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	402,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	392,200
務員9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	404,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	393,700
員以10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	406,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	395,200
外の11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	407,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	396,700
職員12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	409,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	398,200
員以13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	411,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	399,700
務員14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	412,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	401,200
員以15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	414,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	402,700
外の16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	416,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	404,700
職員17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	417,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	406,700

		改 正 後		改 正 前	
		18	209,000	253,200	283,800
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600

改 正 後							改 正 前						
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700

改 正 後							改 正 前						
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	266,200	305,800	355,700				86	256,000	297,100	346,000			
87	266,500	306,100	356,100				87	256,300	297,400	346,400			
88	266,800	306,400	356,500				88	256,600	297,700	346,800			
89	267,100	306,700	356,700				89	256,900	298,000	347,000			

改 正 後		改 正 前	
		90	257,200
90	267,400	307,000	357,100
91	267,700	307,300	357,500
92	268,000	307,600	357,900
93	268,300	307,800	358,100
94	308,000	358,400	
95	308,300	358,800	
96	308,700	359,100	
97	308,900	359,400	
98	309,200	359,800	
99	309,500	360,200	
100	309,900	360,600	
101	310,100	361,100	
102	310,400	361,500	
103	310,700	361,900	
104	311,000	362,300	
105	311,200	362,800	
106	311,500	363,200	
107	311,800	363,500	
108	312,100	363,800	
109	312,300	364,200	
110	312,600		
111	313,000		
112	313,300		
113	313,500		
		298,300	347,400
		91	257,500
		92	257,800
		93	258,100
		94	299,400
		95	299,700
		96	300,100
		97	300,300
		98	300,600
		99	301,000
		100	301,400
		101	301,600
		102	301,900
		103	302,200
		104	302,500
		105	302,700
		106	303,000
		107	303,300
		108	303,600
		109	303,800
		110	304,200
		111	304,600
		112	304,900
		113	305,100

改 正 後		改 正 前	
114	313,700	114	305,300
115	314,000	115	305,600
116	314,400	116	306,000
117	314,600	117	306,200
118	314,800	118	306,400
119	315,100	119	306,700
120	315,400	120	307,000
121	315,700	121	307,400
122	315,900	122	307,600
123	316,200	123	307,900
124	316,500	124	308,200
125	316,800	125	308,500
定年 前 任 用 短 時 間 勤 務 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円
	200,300	227,800	269,500
			290,100
			305,700
			331,900

(省略)

(省略)

職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<b>【第2条関係】</b>	
○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）	○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）
（省 略）	（省 略）
（期末手当）	（期末手当）
第18条	第18条
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30	(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
4~6 (略)	4~6 (略)

改 正 後		改 正 前	
(勤勉手当)	(省 略)	(勤勉手当)	(省 略)
第19条 (略)	第19条 (略)	2 (略)	2 (略)
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額
3~5 (略)	3~5 (略)	(省 略)	(省 略)
(通勤手当)	(通勤手当)	第20条の2 (略)	第20条の2 (略)
第20条の2 (略)	第20条の2 (略)	(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次	(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以

改 正 後	改 正 前
<p>項目において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩による場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、3,400円から<u>66,400円</u>までの間ににおいて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用するし、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、3,400円から<u>38,700円</u>までの間ににおいて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
則で定める額	
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額	
4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合には、その合計額)、 <u>第2項第2号に定める及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額に係る期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合には、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかるわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。	4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。
6 (略)	5 (略)
7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。	6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
8 (略)	7 (略)
	8 (省略)
	7 (省略)
	6 (省略)

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改 正 後		改 正 前																																			
【第3条関係】																																					
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年からぎ町条例第39号)																																					
	(本 則 省 略)		(本 則 省 略)																																		
	(附 則 省 略)		(附 則 省 略)																																		
別表第1(第4条関係) 行政職給料表																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職務の 級 級 号給</th> <th colspan="2">1級</th> <th colspan="2">2級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>195,800</td> <td>242,000</td> <td>183,500</td> <td>230,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>196,900</td> <td>243,300</td> <td>184,600</td> <td>231,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>198,100</td> <td>244,700</td> <td>185,800</td> <td>233,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>199,200</td> <td>246,100</td> <td>186,900</td> <td>234,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>200,300</td> <td>247,500</td> <td>188,000</td> <td>236,000</td> </tr> </tbody> </table>				職務の 級 級 号給	1級		2級		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	1	195,800	242,000	183,500	230,000	2	196,900	243,300	184,600	231,500	3	198,100	244,700	185,800	233,000	4	199,200	246,100	186,900	234,500	5	200,300	247,500	188,000	236,000
職務の 級 級 号給	1級		2級																																		
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																	
1	195,800	242,000	183,500	230,000																																	
2	196,900	243,300	184,600	231,500																																	
3	198,100	244,700	185,800	233,000																																	
4	199,200	246,100	186,900	234,500																																	
5	200,300	247,500	188,000	236,000																																	
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例- 1 -																																					

改 正 後		改 正 前	
6	202,000	248,900	189,700
7	203,600	250,300	191,300
8	205,200	251,700	192,900
9	206,700	253,100	194,500
10	208,400	254,300	196,200
11	210,000	255,600	197,800
12	211,600	256,900	199,400
13	213,100	258,100	201,000
14	214,800	259,300	202,700
15	216,500	260,500	204,400
16	218,200	261,700	206,100
17	219,400	262,800	207,400
18	221,000	263,900	209,000
19	222,600	265,000	210,600
20	224,100	266,100	212,100
21	225,600	267,000	213,600
22	227,200	268,000	215,200
23	228,800	269,000	216,800
24	230,400	270,000	218,400
25	232,000	271,000	220,000
26	233,700	271,900	221,700
27	235,000	272,700	223,000
28	236,300	273,600	224,300
29	237,600	274,400	225,600
30	238,700	275,200	226,700

改 正 後		改 正 前	
31	239,800	276,000	227,800
32	240,900	276,700	228,900
33	242,000	277,400	230,000
34	242,900	278,200	231,100
35	243,800	279,000	232,200
36	244,800	279,600	233,300
37	245,800	280,300	234,400
38	246,700	281,100	235,400
39	247,600	281,800	236,400
40	248,400	282,500	237,300
41	249,200	283,200	238,200
42	249,900	283,900	239,100
43	250,500	284,600	239,900
44	251,100	285,300	240,700
45	251,800	286,000	241,400
46	252,400	286,600	242,000
47	253,000	287,300	242,600
48	253,600	287,900	243,200
49	254,100	288,600	243,800
50	254,700	289,200	244,400
51	255,300	289,900	245,000
52	255,800	290,600	245,500
53	256,200	291,100	246,000
54	256,600	291,700	246,400
55	256,900	292,300	246,700

改 正 後		改 正 前			
56	257,200	293,000	56	247,000	283,500
57	257,500	293,600	57	247,300	284,100
58	257,800	294,200	58	247,600	284,800
59	258,100	294,800	59	247,900	285,400
60	258,400	295,500	60	248,200	286,100
61	258,700	296,100	61	248,500	286,700
62	259,000	296,700	62	248,800	287,400
63	259,300	297,200	63	249,100	288,000
64	259,600	297,700	64	249,400	288,500
65	259,900	298,200	65	249,700	289,000
66	260,200	298,800	66	250,000	289,600
67	260,500	299,300	67	250,300	290,100
68	260,800	299,900	68	250,600	290,700
69	261,100	300,300	69	250,900	291,200
70	261,400	300,800	70	251,200	291,700
71	261,700	301,300	71	251,500	292,300
72	262,000	301,900	72	251,800	292,900
73	262,300	302,400	73	252,100	293,400
74	262,600	302,800	74	252,400	293,900
75	262,900	303,100	75	252,700	294,300
76	263,200	303,400	76	253,000	294,600
77	263,500	303,600	77	253,300	294,800
78	263,800	303,900	78	253,600	295,100
79	264,100	304,100	79	253,900	295,300
80	264,400	304,400	80	254,200	295,600

改 正 後		改 正 前	
81	264,700	304,600	254,500
82	265,000	304,800	254,800
83	265,300	305,100	255,100
84	265,600	305,300	255,400
85	265,900	305,600	255,700
86	266,200	305,800	256,000
87	266,500	306,100	256,300
88	266,800	306,400	256,600
89	267,100	306,700	256,900
90	267,400	307,000	257,200
91	267,700	307,300	257,500
92	268,000	307,600	257,800
93	268,300	307,800	258,100
94		308,000	294
95		308,300	295
96		308,700	296
97		308,900	297
98		309,200	298
99		309,500	299
100		309,900	100
101		310,100	101
102		310,400	102
103		310,700	103
104		311,000	104
105		311,200	105

改 正 後		改 正 前	
<u>106</u>		<u>311,500</u>	<u>106</u>
<u>107</u>		<u>311,800</u>	<u>107</u>
<u>108</u>		<u>312,100</u>	<u>108</u>
<u>109</u>		<u>312,300</u>	<u>109</u>
<u>110</u>		<u>312,600</u>	<u>110</u>
<u>111</u>		<u>313,000</u>	<u>111</u>
<u>112</u>		<u>313,300</u>	<u>112</u>
<u>113</u>		<u>313,500</u>	<u>113</u>
<u>114</u>		<u>313,700</u>	<u>114</u>
<u>115</u>		<u>314,000</u>	<u>115</u>
<u>116</u>		<u>314,400</u>	<u>116</u>
<u>117</u>		<u>314,600</u>	<u>117</u>
<u>118</u>		<u>314,800</u>	<u>118</u>
<u>119</u>		<u>315,100</u>	<u>119</u>
<u>120</u>		<u>315,400</u>	<u>120</u>
<u>121</u>		<u>315,700</u>	<u>121</u>
<u>122</u>		<u>315,900</u>	<u>122</u>
<u>123</u>		<u>316,200</u>	<u>123</u>
<u>124</u>		<u>316,500</u>	<u>124</u>
<u>125</u>		<u>316,800</u>	<u>125</u>

(省 略)

(省 略)

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
<b>【第4条関係】</b>		<b>【第4条関係】</b>
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年かつらぎ町条例第39号)		○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年かつらぎ町条例第39号)
	(省 略)	(省 略)
		(給与条例の準用)
第7条 職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号。以下「給与条例」という。)第12条、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第17条の2、 <u>第20条の2</u> 並びに第20条の6の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。		第7条 職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号。以下「給与条例」という。)第12条、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第17条の2、 <u>第20条の2</u> 並びに第20条の6の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。
	(省 略)	(省 略)
		(通勤に係る費用弁償)
第22条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例 <u>第20条の2</u> 第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。		第22条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例 <u>第20条の2</u> 第1項及び第2項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。
		会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例- 1 -

改 正 後		改 正 前	
2 (略)		2 (略)	
(省略)		(省略)	

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

		改 正 後	改 正 前	
【附則第4項関係】				
○職員の育児休業等に関する条例（平成19年かつらぎ町条例第40号）				
		(省)	(省)	
		略	略	
<p>（育児短時間勤務職員についての職員の給与等に関する条例の特例）</p> <p>第16条の2 育児短時間勤務職員についての職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>				
第9条第2項	決定する	決定する	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第9条第4項	とする	とする	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項及び第3項	決定する	決定する	決定する	に、算出率を乗じて得た額とする
				職員の育児休業等に関する条例- 1 -

改 正 後	改 正 前
第16条第1項 支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第16条第4項 第2項	職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号。以下この条において「育児休業条例」という。)第16条の2
第16条第5項 減じた割合 第1号	減じた割合(育児休業条例第16条の2の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合)

改 正 後		改 正 前	
第18条第4項 給料	給料を算出率で除して得了た額	第18条第4項 給料	給料を算出率で除して得了た額
第18条第5項 給料の月額 並びに第19 条第3項	給料の月額を算出率で除して得了た額	第18条第5項 給料の月額 並びに第19 条第3項	給料の月額を算出率で除して得了た額
第18条第6項 規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して 規則	第18条第6項 規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して 規則
第20条の2第 2項	定年前再任 用短時間勤 務職員	第20条の2第 3項	定年前再任 用短時間勤 務職員
(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与等に関する条例等の特例)		(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与等に関する条例等の特例)	
第16条の3 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の 給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる 同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。	第16条第1項 支給する	第16条第1項 支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等 に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育 児休業法」という。)第18条第1項の規定によ り採用された同項に規定する短時間勤務職員 (以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務正 規職員」という。)が、第1号に掲げる勤務で正 規の勤務時間を超えてしたもの(うち、その 勤務の時間とその勤務をした日ににおける正 規の勤務時間との合計が7時間45分に達す るまでの間の勤務にあつては、同条に規定す るまでの間の勤務にあつては、同条に規定す

改 正 後		改 正 前	
第16条第4項 第2項	る勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号)。以下「育児休業条例」という。)第16条の3	る勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号)。以下「育児休業条例」という。)第16条の3	る勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号)。以下「育児休業条例」という。)第16条の3
第16条第5項 第1号	減じた割合(育児休業条例第16条の3の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合)	減じた割合(育児休業条例第16条の3の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達する場合は、100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合)	減じた割合(育児休業条例第16条の3の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合)
第20条の2第2項	定年 前再任育児短時間勤務職員用短時間勤務職員	定年 前再任育児短時間勤務職員用短時間勤務職員	定年 前再任育児短時間勤務職員用短時間勤務職員
第21条	定年 前再任育児短時間勤務職員用短時間勤務職員	(省略)	(省略)

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会1月会議）

企画公室 秘書政策係

## 1. 議案名

議案第2号 かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

## 2. 背景・経過

令和3年4月施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「過疎法」という。）に基づき、令和3年9月に策定したかつらぎ町過疎地域持続的発展計画が令和7年度をもって計画期間が終了することに伴い、計画期間を令和8年度から令和12年度までに変更するものです。

## 3. 趣旨・目的

人口減少に歯止めがかかるない現代社会において、総合的かつ計画的な対策を実施することで、地域の持続的発展を目指し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする現行計画の基本方針を継続し、引き続き効果的な過疎対策事業を実施するために、計画期間を令和8年度から5年間延長するものです。

## 4. 概要

過疎法改正に基づく変更ではないため、計画期間の延長を趣旨とするものです。

### 【計画期間】

令和8年度から令和12年度の5年間。

### 【主な変更内容】

- ①第5次かつらぎ町長期総合計画、かつらぎ町公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、その他現況に沿った内容に更新。
- ②国通知に基づき、現況数値を令和2年国勢調査数値に更新。
- ③事業実施状況並びに現時点において計画している令和8年度から令和12年度までの町事業計画（予定）に基づき、整備計画を更新。
- ④第5次長期総合計画における目標値との整合性を踏まえて、基本目標を更新。

### 【備考】

現行過疎法は、令和13年3月31日限りで失効予定。

## かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

### 【現行計画（令和3年度～令和7年度）】

令和3年4月施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）」に伴い、令和3年度

を初年度とする「かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7

年度）」を令和3年9月に策定。

以降、過疎対策事業債及び過疎地域持続的発展支援交付金の活用のため、

隨時、整備計画の変更を実施（直近：令和7年7月変更／地域内生活拠点整

備事業の追加）。

### 【計画変更に係る経過】

- 令和7年 4月 : 県通知「令和7年度における過疎地域持続的発展市町村計画等の変更の手続等について」
- 令和7年 6月 : 現行計画の成果等分析
- 令和7年 8月 : 和歌山県過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展市町村計画の変更（更新）に関する担当者説明会  
⇒県内変更スケジュールの提示
- 令和7年 8月 : 県事前協議提出
- 令和7年 9月 : 各課調整
- 令和7年 10月 : 政策推進会議（経営会議）にて、更新計画について審議
- 令和7年 10月 : パブリックコメント実施
- 令和7年 10月 : 県事前協議回答書受理
- 令和7年 11月 : 県過疎地域持続的発展方針（変更）策定
- 令和7年 11月 : 県正式協議提出
- 令和7年 11月 : 県正式協議回答書受理
- 令和8年 1月 : 1月会議上程
- 令和8年 1月 : 変更計画公表（HP）及び総務省へ変更計画提出（予定）

## 【計画変更に係る方向性】

- ・ 国、県通知に基づき、今回の計画は過疎法改正に基づくものではなく、過疎法期限までの計画期間の延長（令和 8 年度～令和 12 年度）が趣旨。（現行過疎法は、令和 13 年 3 月 31 日限りで失効予定。）
  - ・ 国通知に基づき、各数値を令和 2 年度国勢調査数値に更新。その他、町独自記載箇所は適宜最新値へ更新。
  - ・ 第 5 次かつらぎ町長期総合計画及びその他最新の各種町計画内容との整合、並びに、現状に基づく内容更新。
  - ・ 「整備計画」について、現行計画に計上されているものをベースに、完了・廃止・終了済みのものなどを削除、継続的な事業は保留、現時点において計画している令和 8 年度から令和 12 年度までの町事業計画（予定）を新規追加。
- （※過疎対策事業債並びに過疎地域持続的発展支援交付金を活用する事業は整備計画への記載必須。）
- ・ 「公共施設等総合管理計画との整合」項目について、令和 5 年度改定の同計画内容と整合。
  - ・ 「基本目標」の更新（第 5 次長期総合計画における目標令和 17 年度値から逆算して令和 12 年度値を設定、その他現状からの設定）

## 《基本目標》

### (ア) 人口に関する目標

全体人口 14,000 人程度 (令和 2 年国勢調査人口 15,967 人)  
年間社会増減 0 人 (平成 31 年度～令和 6 年度 6 年間平均 58.2 人)

### (イ) ふるさと住民登録数 ※令和 2 年度制度導入

累計登録数 1,600 人 (令和 2 年度末 119 人)

### (ウ) 観光入込客数

観光入込客数 2,100,000 人 (令和 2 年度末 1,236,450 人)

### (エ) 宿泊施設利用者数

宿泊施設利用者数 36,500 人 (令和 2 年度末 25,504 人)

### (オ) 受入れ協議会を通じた移住者数

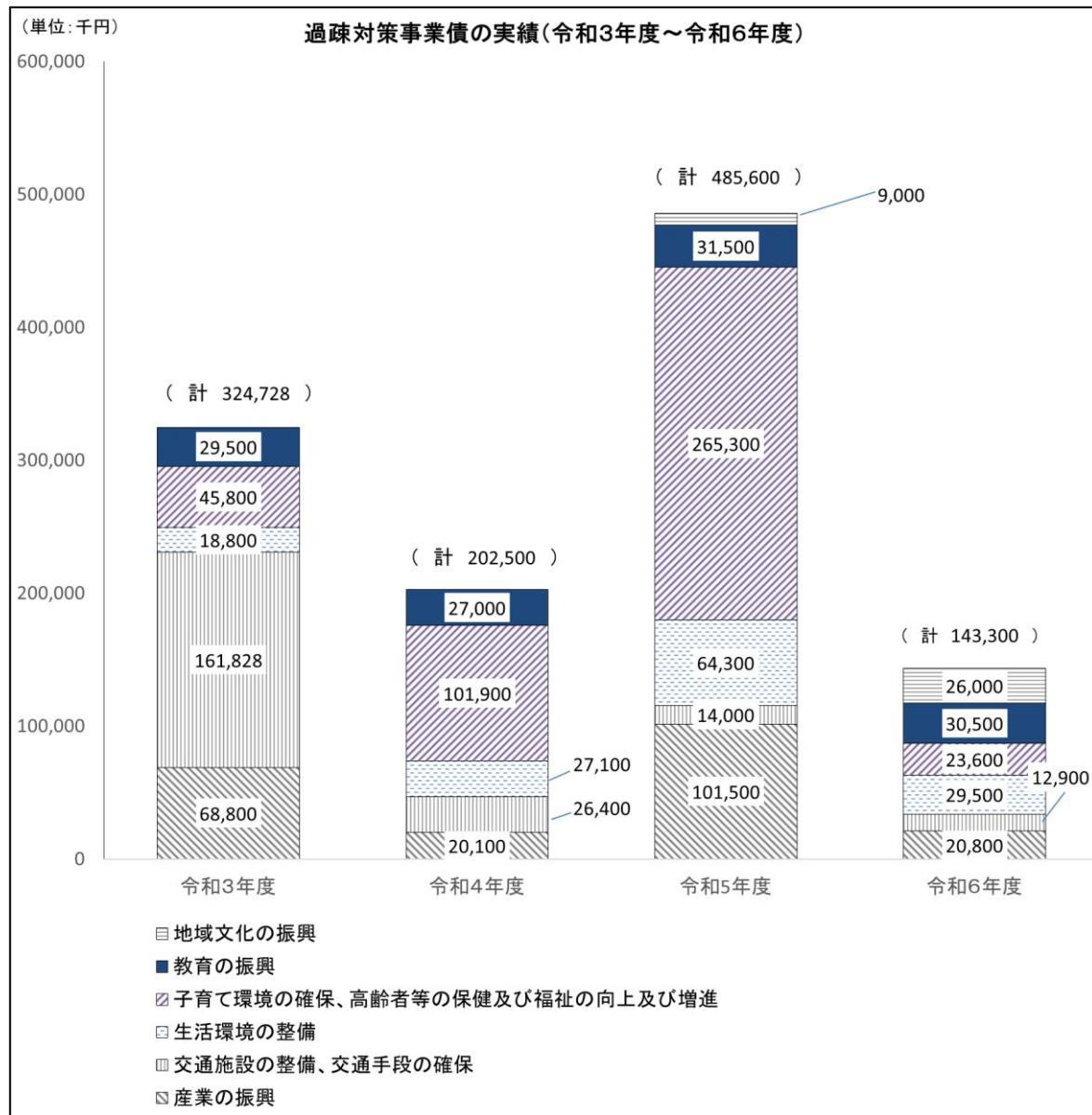
計画期間の移住者数 30 人 (平成 27 年度～令和 2 年度末 37 人)

### (カ) 自治会加入率

自治会加入率 80.0% (令和 2 年度末 83.4%)

## 【過疎対策事業債の活用実績（令和3年度～令和6年度）】

令和3年度から令和6年度までの4年間で、6区分、計20事業において、累計11億5,612万8千円の過疎対策事業債を活用。



## 過疎対策事業債の活用事業一覧表

(単位:千円)

区分	事業名(施設名)	事業内容	R3		R4		R5		R6	
			事業費	過疎債	事業費	過疎債	事業費	過疎債	事業費	過疎債
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション かつらぎ西部公園整備事業	かつらぎ西部公園整備事業	136,270	66,300	33,024	17,600	196,233	99,000	36,638	18,300
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業共済加入促進事業	2,771	2,500	4,829	2,500	5,636	2,500	5,586	2,500
	小計	—	139,041	68,800	37,853	20,100	201,869	101,500	42,224	20,800
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道宮本中央線改良	25,368	25,228	12,470	12,300				
	(1)市町村道 橋りょう	長寿命化修繕事業	8,140	3,400	11,468	4,700	8,863	3,700		
	(2)農道	広域営農団地農道整備事業負担金	10,881	10,800						
	(5)電子通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	光ファイバ網整備事業	191,194	117,100						
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	橋りょう点検事業	30,169	5,300	22,998	9,400	25,169	10,300	52,673	12,900
	小計	—	265,752	161,828	46,936	26,400	34,032	14,000	52,673	12,900
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業	10,800	10,800	17,900	17,900	14,500	14,500	7,300	7,300
	(2)下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置補助金	6,908	1,600	8,691	2,400	6,509	1,100	3,732	3,700
	(3)廃棄物処理施設 その他	ごみ収集車両購入	6,479	6,400	6,809	6,800	7,909	7,900	5,796	5,700
	(4)火葬場	かつらぎ斎場改修事業					38,773	38,700		
	(5)消防施設	防災基盤整備事業 (防火水槽)					2,145	2,100	20,836	12,800
	小計	—	24,187	18,800	33,400	27,100	69,836	64,300	37,664	29,500
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設 老人ホーム	国城寮建替事業負担金	26,013	18,000	97,870	76,100	302,316	238,800		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	子ども医療費給付事業	42,282	27,100	46,650	25,100	60,133	25,800	55,725	23,400
		高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	1,056	700	1,231	700	1,132	700	394	200
	小計	—	69,351	45,800	145,751	101,900	363,581	265,300	56,119	23,600
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ポート	大谷小学校給食調理室整備事業							3,356	3,100
	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ポート	スクールバス運行委託事業購入					8,998	5,200		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校講師雇用事業	2,180	1,000	3,083	1,000	3,359	1,000	3,702	1,000
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 その他	スクールバス運行委託事業	28,601	28,500	28,816	26,000	29,696	25,300	29,696	26,400
	小計	—	30,781	29,500	31,899	27,000	42,053	31,500	36,754	30,500
10 地域文化の振興	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化財拠点施設整備事業					9,702	9,000	56,917	26,000
	小計	—	0	0	0	0	9,702	9,000	56,917	26,000
合計		—	529,112	324,728	295,839	202,500	721,073	485,600	282,351	143,300
うち、過疎地域持続的発展特別事業分		—	107,059	65,100	107,607	64,700	125,125	65,600	147,776	66,400

## 【過疎税制の活用実績（令和3年度～令和6年度）】

令和3年度から令和6年度までの4年間で、製造業の計12事業所において、累計7,673万7千円の固定資産税の課税免除を実施。

	R3	R4	R5	R6
事業者数（事業所）	8	6	7	10
業種	製造業	製造業	製造業	製造業
対象設備等	機械装置	機械装置	機械装置、家屋	機械装置、家屋
課税免除額（千円）	15,295	14,044	10,351	37,047

課税免除対象期間：対象となる資産を取得した日以降、初めて課税されるべき年度から最大3年度。

## 【過疎地域持続的発展計画及び過疎対策事業の評価（令和3年度～令和5年度）】

行財政対策協議会において評価（諮問）を実施し、過疎地域持続的発展計画は「概ね計画どおり」、評価を行った過疎対策事業は「現状維持・拡充」の評価結果（答申）。

### 【過疎地域持続的発展計画の評価】

委員	達成状況	評価判定			
		計画以上に達成	概ね計画どおり	要改善	
R3	5		5		概ね計画どおり
R4	5		5		概ね計画どおり
R5	7		4	3	概ね計画どおり

### 【過疎対策事業の評価】

事業名	委員	今後の事業の方向性					評価判定
		拡充	現状維持	一部改善	縮小	休止廃止	
新城・花園地区光ファイバ網整備事業	5	2	3				現状維持
子ども医療費給付事業	5	1	4				現状維持
合併処理浄化槽設置補助事業	7	4	1	2			拡充